#### 「司法権の観念」論(再読)(十七・完)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2019-09-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Utsunomiya, Junichi
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00055383

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



### 司法権の観念」 論 (再続) (十七・完)

宇都宮 純

目次

はじめに

裁判を受ける権利と司法付与(供与)請求権の観念 実体的基本権の規範的内実をめぐってー

制定過程概観 (以上愛媛法学会雑誌第二三巻第一号)

日本国憲法における裁判を受ける権利

「裁判を受ける権利」論の新展開 従来の学説・判例理論

(四) 裁判を受ける権利と司法権(以上同第二三巻第三号)

ドイツにおける司法付与(供与)請求権の観念 序説 ― 裁判を受ける権利と訴権との関係をめぐって

ドイツにおける司法付与(供与)請求権の観念

民事訴訟法学説からのアプローチ

(i)

基本権保障と国際人権条約 (ii)憲法学説からのアプローチ ― 基本権の国際的保障の可能性と限界 (以上同第二三巻第四号)

三

序 ヨーロッパにおける基本権保障の展開と基本権の国際的保障の契機

- ヨーロッパにおける基本権史概観
- □ 基本権としての手続保障の展開
- 三 基本権の国際的保障の契機 ― 人権の国際化をめぐって ―

日 ロッパにおける基本権の国際的保障の系譜と形態 — EMRKを中心に —

○ ヨーロッパ人権規約の成立

〕 ヨーロッパ社会憲章の成立

基本権の国際的保障の実効性とその限界 — 国際的保障の課題をめぐって —三.世界的次元における基本権保障の展開 — 国際人権規約 —

憲法秩序における国際人権条約の地位

国際人権法と憲法的保護の関係 ― 国際法と憲法秩序

(i)

・ 基本権の国祭的呆章こおする司去の殳朝 ※) 憲法秩序における国際人権条約の地位 ― 比較法的素描

』 基本権の国際的保障における司法の役割

i ドイツ連邦憲法裁判所とヨーロッパ人権規約

ヨーロッパ人権規約と民事手続(以上同第二五巻第一号)ドイツ法における国際法友好性の原則(以上同第二四巻第三号)

※ 基本権の国際的保障の限界と課題(以上同第二五巻第三号)

 判権

(所)による権利保護のヨーロッパ化について ―

(以上同第三二巻第三・四号

序 救済・権利保護 ·司法改革

- 英米法における救済とドイツ法における効果的な権利保護の保障
- 英米法における救済 (定数訴訟における司法的救済措置

ドイツ法における効果的な権利保護の保障

(ii) (i)

- 司法改革論議における行政事件訴訟制度 一日本とドイツ
- (i) (ii) ドイツ連邦司法省による司法改革構想 司法制度改革審議会における論点と行政事件訴訟制度の改革構想 (民刑事訴訟手続の改革、 裁判所の独立強化等
- (iii) 市民 (国民) のための司法改革」と基本権の司法的救済 (以上同第二七巻第一号)
- ドイツ基本法第一九条四項論 ― 第一九条四項(Rechtsweg保障)に基づく権利保護をめぐって

序説

― 法治国家秩序と権利保護

- 巻第三号 第一九条四項の構成と保障内容 (2)まで同第二七巻第四号、 (8)まで同第二八巻第二号、 (22)まで同第二九
- (四) 第一九条四項の保障機能 ― 行政訴訟制度との関連において ― (以上同第三一巻第三・四号) 第一九条四項の保障のパー スペクティブ ―ヨーロッパ (共同体) 法との関連において、 あるいは行政裁

三 行政 (事件) 訴訟における基本権の役割 (以上同第三四巻第一・二号

几 ドイツにおける行政裁判所による規範統制訴訟 (9)まで同第三六巻第一・二号、

イツ行政裁判所法第四七条論

Ħ.

憲法と司法過程

― 憲法学における司法過程論の試み

16まで同第三七巻第一・二・三・四号)

- 序・はじめに ― 先行研究成果に関する覚え書き ―
- 二 憲法学的司法過程論の構想
- 三 憲法学的司法過程論の構造

(四)

憲法学的司法過程論の

展望

伍 結 (以上本号)

### 憲法と司法過程 ―憲法学における司法過程論の試み ۱ ا タル憲法の観念を手がかりとしてー

五

# ○ 序・はじめに ― 先行研究成果に関する覚え書き

結果、獲得したものである。 るに際して、その契機、 マは、それに係る先行研究成果に示唆を得て構想の定立に至ったものであり、このような本稿の構想を立案す に基礎づけ、実定憲法 (1)本稿は、これまでの理論的考察を承けて、 (論)の解釈論として確立 (定立) することを目的とするものである。右の本稿のテー 糸口を提供してくれた多くの先行研究業績の検討・分析を出発点として研究を進めた いわゆる憲法学における司法過程論を構想し、それを理論的

あり、 右のような多くの先行研究成果の中で、特に挙げなければならないのは以下の一連の研究成果である。 次いで大石眞教授の日本の合憲性統制の構造に関する論稿、 先ず第一に挙げなければならないのは、 小島武司教授の一連の また、佐々木雅寿教授 「正義の総合システ ム」に関する論稿で (S) の「対話的違

右 憲審査の理 目をドイツに転ずると、J・イーゼンゼー教授の「トータル憲法の理論」また、 本稿の構想の契機となった研究論稿の概要を覚え書きとしてまとめておきたい。 ベッターマン教授の 論 に関する論稿、 「トータル法治国家」 さらに田中成明教授、 の理論 太田勝造教授らの司法システ の批判の一 部がそれである。 そこで以下において、 ムに関する論稿であ 法治国家理 論に関するK

ま

#### (i) 正義の総合システム

に多元的な法道を総合した正義のトータルシステムが構築されなければならないと説かれる。そして、 共通の目標に連なるが、この機能を越えたところで、顕著な役割の違いをみせると捉えられるからである。 帯るものと把握されるという。 数の「法道」が相互に補完し合い、 として紛争性 のように、 ステムの中では、裁判とその周辺のルートは、相互に影響し合い、協働の関係にありながらも、異質の性格を 開拓することを任務とし、そのために多様なニーズに応えることのできる柔軟さと多彩さをもつと同 ステムの構築を構想された。⑴この正義の総合システムは、多様な紛争に対応した多元的な救済の 正義を最小限度に抑えること)を目的として、裁判を核とし、社会全体に権利保護を及ぼす総合的な正 を掲げ、このような巨視的な観点から、社会における救済の総和を最大化し、正義の総量を最大化すること (2)その指導理念として「アクセス・トゥ・ユニヴァーサル・ジャスティスの理念 先ず初めに小島武司教授は、 このシステムに (これを厳格に解するか柔軟に解するかは別問題) という要素が重要な意義をもつことになる。 おい ては、 というのは、このシステムの中では、正義へのすべての道は、 一 正 動態面で相乗効果を発揮するような組み合わせからなり、 紛争解決を共通の目標として設定されることから、 義の総合システムを考える」として、 マクロ (「正義の普遍化」 ・ジャスティス試 システム発動の要件 右の 紛争解決という 自 時に、 的 ル の理念 このシ ートを 0) ため

完全な自主的合意、そしてその間に位置する各種の「中間的紛争解決機構」のそれぞれ同等の三つの類型に分 いる。ここで、正義への途や救済のルートの多様性は、 類され、このうち「中間的紛争解決機構」 テムにおける救済の諸ルートは、 判によって独占されるものではない。従って、正義への途は多様であるとする。そして、 右の構想は、 救済のシステムを多元的に捉え、裁判による正義を絶対視するものではなく、 司法権による強行的な判断、 は、 司法権、 行政権、私的自治権の協働する領域として捉えられて システムの重要な特性であり、 当事者およびその代理人による相対交渉による 本稿の課題にとって、 右の正義の総合シス 正義は裁

#### (ii) 合憲性統制の二重構造

立論の糸口としても重要な視座である。

法部門の望ましい対応関係という視座を提示された。<sup>(2)</sup> 施行という時系列に即した検討を行っている。そして、実質的にみた違憲審査機能の「分散」と「統合」につ 憲審査制のあり方について主として憲法保障の観点から、動態的に総合的な考察を加えるという分析手法によ いて再考する機会を提供 (3)民主的な統治システム全体における違憲審査機能のあり方に焦点を当てて、法律案の起案、 続いて大石眞教授は、 言わば立法過程論からみた合憲性統制制度の現状分析というべき試みとして、違 (最高裁) 判例の趣旨に沿った新たな立法措置が講じられるという政治部

的 機能と運用を踏まえた統合的な統治システムを全体として把握する必要を説き、 な事前審査が権利 違憲審査制の実際を把握するために、 玉 民 0 権利 利益の実効的保障につながることを考慮すべきことを強調された。従って、法律の合憲 利益 の侵害があった場合の事後的な権利救済方法の確保とともに、 司法審査のあり方のみならず、 (特に) 各種の事前 国民の権利保障とい 審査 (むしろ) (手続 提示したい。(3)

ら議 性 0 問 論されるべきこととなる。 題 は 司 法部による事後的な合憲性審査の段階に限定して論じるべきものではなく、 事前 0 立

あり、 解されているのである。 と議院法制局という補佐機関による事前の合憲性統制が行われている状況が、 ことができると指摘される。このように最高裁判所の違憲審査機能とともに内閣法制局による事前の法令審査 た新たなる立法措置が講じられることによって、そこに政治部門と司法部門との望ましい をも合わせて考慮する必要性が強調され、さらに、 をも事実上握っていると捉えられる。 右 の事前の立法段階において注目される合憲性統制機関として挙げ このうち内閣法制局は、 第二の最高裁判所の役割を持つ機関と位置付けられ、 従って、 内閣法制局や議院法制局による事前の合憲性統制 前述のごとく、 最高裁判所 られ るの は 「合憲性統制の二 (大法廷) 内 それ 閣法 は政 制局 の判例 対応関係を見 府 や議 重 0 0 0 構 趣旨に沿 憲法解釈 意義や機能 造 制 出 局

行政権 質的 考究の中で本構想 は、 構造全体 であり、 査機能の観点の下にマクロ的に捉えて、その中における具体的な違憲審査制度の在り様や位相を洞察するもの 右に概観したように、 この点に新しい憲法学における司法過程論 な「分散」と「統合」に焦点を当てて考察するというアプローチは、 (行政過程)  $\ddot{o}$ (司法) 制 度的) 裁判所によるいわゆる司法的違憲審査制のみにとらわれることなく、立法権 の機能、 理論的取組み 役割を見い出すという理論的展開の可能性の扉を開く糸口になるように思われる。 統治システム全体における違憲審 役割にも視野を拡大し、 の憲法理論上 0 の構築の可能性を探究する出発点を求めるもので、 課題の克服の 国民の権利保護 査機能 可能性にも目を向けて、 のあり方に着目した上で、 (の充実) の観点に立って、そこに統治 言わば日本の統治システムを違憲審 理論的構築の 違 憲審 (立法過程 この 査 可 機 能性を 理 能 本稿 0 Þ 的 実

# ⅲ ドイツ・オーストリアの事例

るカナダにおける事例研究及び国立国会図書館の専門調査員による英国の法制の調査研究が存する。 る。また、「対話的司法審査」という視座に立った研究成果として、つとに知られている佐々木雅寿教授によ の法制度の事例を素材とした現地訪問調査研究であり、 も公表・紹介されている。すなわち具体的には、ドイツ連邦共和国及びオーストリア共和国というド (4) なお、 「合憲性統制の二重構造」という視座に立つ研究成果として、さらに外国法制の調査研 赤坂幸一准教授並びに毛利透教授の手になるものであ 究の成

性審査 ドイツにおける連邦政府内部の機関、すなわち連邦内務省及び連邦法務省による連邦政府提出法律案の憲法適合 (その後法務省に移管)による憲法適合性審査 先ず二○一六年(三月)に行われたドイツ連邦共和国の法制についての赤坂幸一准教授の現地実地調査研究は (制度) を調査対象とし、さらにオーストリア共和国の法制については、オーストリア連邦首相府憲法部 (制度) が調査対象として取り上げられている。(4

邦政府内部での、その憲法適合性の統制機関として、 知見を交えて、 り上げられ、 右のように、先ず第一に、ドイツ連邦共和国の連邦政府レベルにおける法律案、 両省における具体的な憲法適合性審査の基準、 現在 の実際の審査 0 運用の在り方が紹介・検討されてい 連邦内務省、 方法、 プロセスについて現地訪問調査で得られ 及び連邦法務省、 命令案の作成に際しての 消費者保護省の役割 連

案などの基本法適合性を審 環として位置づけられ、 第四六条等)に基づくものであり、 の両省における法律案の憲法適合性の審査は、 連邦の立法管轄権の有無をはじめとして、 査するものとされる。 基本法との適合性 連邦省共通事務処理規則第六章の規定 の審査は およそ想定されるあらゆる視点から法律 連邦法務省内部 にお V (第四二条、 ては法体系審 第四

連邦内務省における憲法適合性の審査は、 国家組織の観点から行われ、 また、 基本権に関する審査を

続において連邦政府を憲法の観点から代表したり、 行 したりすることが役割として提示されている。 について管轄し、また、 っているとされる。 これら両省の役割については、法律案の憲法適合性を含む法令体系上の審査 基本法の解釈 適用問題 (意見事務) 立法過程で憲法に関する所見を提示したり、 についても管轄しており、 憲法裁判所の訴訟手 修正案を作成 査事

られることが多いという。 しての側面 以上のように、 憲法解釈問題について検討するなど、重要な役割を果たしつつも、 憲法をはじめとする法令体系の守護者としての側面との間で、 連邦法務省、 連邦内務省のような政府内 の憲法所管部門 は、 首相 アンビヴァレントな任務を与え 法案の憲法適合性 ・政府の法的アドヴァイザーと

(5)ドイツでの現地実地調査の翌年の二〇一七年三月に実施された訪問調査である。 続いてオーストリア共和国の法制 . の 現地実地調 査研. 究は、 毛利教授並びに赤 坂 准 |教授の手になるも

といえるものの、 されているといわれる。 れるとのことで、 ある。(5) オーストリアにおける政府提出法案の合憲性審査は、 案について憲法適合性審査等を行う連邦首相府憲法部を取り上げ、 毛利教授の調査研 独立の組織が法案審査を行うという点で、日本の内閣法制局による法案審査と類似している 法案審査のあり方には大きな違いが存在するという。 究「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」 すなわち、 オーストリアで政府提出法案について行われる鑑定手続の一 同 国独自の法案鑑定手続の中で独特 その枠組みと審査の実態を紹介する論稿で は、 文字通り 環としてなさ 政 の形でな 府 提 出 法

この 定 先ず連邦首相 組 のない |織の設立にハンス・ケルゼンがかかわったと示唆する文献もあるという指摘は興味深い。) そして、 ところの確立 ·府の政府提出法案の事前審査を行う権限は法律中に明記されていず、法令上の明確な根拠 した慣行として行われているものとされる。 (同憲法部の歴史については省略するが 現 規

法部は首相の指揮は受けない。 在 鑑定意見が拘束力を持たないことと不可分の関係にあるとされる。 意見は単なる意見であって拘束力はないとされる。 法適合性と用語法など法技術的側面からの審査を中心に行われるという。この鑑定意見は公開されるが、 付与されている。 裁判所での連邦政府の代理権や、 0 同憲法部の権限として、 右の鑑定手続の一環として行われる憲法部の審査は、 憲法・行政手続法などの総論的な行政法等について、 この憲法部の独立性を保障する法的基礎はないといわれるが、この独立性は、 ヨーロッパの各種裁判所においてオーストリア国家を代理するなどの権 また、憲法部は連邦首相府に属するが、鑑定にあたって憲 いずれにせよ、憲法部の法解釈についての 法専門家としての見地から、 自ら立案作業を行 法案の その 限が 憲

判例 交流しながら、 憲法部の鑑定意見の権威の高さとの関係では、憲法部における合憲性の審査において、 拘束的 オーストリアの憲法解釈を担っているという関係にあるという。 なものとして扱われ、 両機関には、 人材交流を通じて密接な関係、 すなわち、 両機関は 憲法裁判 相 互. 所

権威は相当に高いようである。

は、 立性 が 法部はまた、一共和国の弁護人」として、 府提出法案等の事前の合憲性審査は、 適合性一般について、 確保される限りにおい 以上のように、 単に法技術的な側面 が 確保 され 赤坂准教授の調査研究も述べるように、 るの 憲法部は内部的立法過程における事前の憲法適合性の審査を行うとともに、 は オーストリア連邦政府を代表する機能を有する。 のみならず、 その鑑定意見に法的拘束力が認められないことと表裏 てであり、 それは、 「連邦の法鑑定人」たる憲法部の法令整備事業の一 法政策的な側面まで立ち入った審査を行いうるといわれる。 国家行為の適法性につき、 憲法部の鑑定事務における職権行使の独立性を前提とし、 憲法部の鑑定意見が尊重されるのは、 オーストリア連邦政府を代表する任務も すなわち、 体であり、 連邦首相府憲法部による政 環として行わ その専門性 だからこそ憲法部 国家行為の この独 客観性

学術的接触は希薄であるように思われ、その分、 (この点は後記の佐藤岩夫教授の論稿とも関連する。) 本の内閣法制局においては、 法所管部門にも言及され、 知を提示することが相対的に困難な状況に置 なお、 「無謬性の論理」とまで揶揄される精緻な論理の体系を構築してきた側面と、 面とを併有してきたと指摘した上で、ドイツやオーストリアの政府内の憲法審査部局 赤坂 准教授は、 右 の連 内閣法制局も政治部門との一定の緊張関係の中で、 最高裁判所をはじめとする司法部との人事交流やアカデミズムとの綿密な人的 邦首相府憲法部 の組織、 かれてい 政治部門との適切な距離・バランスをはかりつつ、 機能に関連して、 ると指摘されている点にも留意する必要があろう。 日本の内閣法制 自らの専門的見解を提示し、 内閣 及び首相を補佐するとい の場合と異なり、 局という政 府 古 有の専 内 0 Н 時

### iv 内閣法制局の変容

(6)

さらに日

本の内閣法制局に関しては、

今一つ留意しておくべき点が存する。

身が、 内閣法制局及び最高裁判所、 月の安全保障関連法成立に至る いう。ౕ® そこで「内閣法制局および最高裁判所の変化」として指摘されているのは、 うことである。この点、 して内閣法制局が挙げられ、 すなわち、 自ら積み上げてきた政府の憲法九条解釈の転換を指し、 右のような役割を機能的且つ実質的に果たすための前提条件にも目を配る必要があるのではないかとい 前記の大石眞教授の論稿において、 佐藤岩夫教授の論稿に依ると、日本の違憲審査制を考える場合に枢要な位置を占める この二つの組織について近年重要な変化が生じ、 それは第二の最高裁判所の役割を持つ機関として位置付けられていたところであ 連の経過の中での同法制局長官人事の慣例が破られるとともに、 立法段階における効果的な事前審査を担う合憲性統制機関と 後者は、二〇〇〇年代に入り、 新しい状況が生まれつつあると 前者は、 最高裁判所の法 二 〇 五 同 制 年九

令違 安全保障関連法の制定過程で生じた内閣法制局の変化が最高裁判所の違憲審査機能にどのような影響を及ぼ 及び統制機能が脆弱化し、 のかという論点である。 査権を分有しているということを前提とした内閣法制局及び最高裁判所のあ !憲判決の活発化や少数意見の増加等である。 いわゆる「統治=執政」 統制への期待が外部=司法に押し出されたとき、 そこで重要視されるのは、 作用をその内部から法的に統制してきた内閣法制局 司法とりわけ最高裁判所が果たし 右の二つの組 いだの関係であり、 織が 機能 具体的には、 的に違 の自律性

てその期待に応えうるかが改めて問われているという。

の局 強固 n 側 を極力廃 閣法制局 する現行法の枠内で、 に添って憲法解釈や政府の政策の法制面での基礎づけを行う正統化機能〉 をその内部において相対的に自律性を保持しつつ、〈(憲)法的観点から統制する機関として、 ないし連合 面 から 面 な論理性 で時 最高裁判所と内閣法制局という二つの違憲審査機関の間には、 0 の限界を確定する統制機能〉 した独自 時の政府に対する相対的自律性の確保と強い統制機能の発揮を支えているものとして、 の政府からも超然として自己の解釈を貫くかたちで違憲審査機関としての役割を果たしてきたとさ (coalition) 論理的な解釈の積み重ね) 0 人事慣行、 何が可能で何が不可能であるかを明らかにすることを通じて、 の関係が成り立っていたと解釈されていた。 法専門機関 の二重の役割を担ってきたとされる。そして、 (II の三点が挙げられる。 内閣 の法律顧問」) こうして内閣法制局は、 従来の内閣法制局は としての明治期以来の 相互に機能的に補完し合う暗黙の結託 と 同時に他方で、 政府内部 時の政府の政策に法的な 「統治=執政」 )権威、 特に憲法九条解釈 時の政 の機関である内 〈憲法を頂点と その 政治的影響 府の意向 作

とに帰因 右 0) 内 閣 法制 内 閣法制局は、 局 0) )自律: 性 が揺ら 政 府から人事を通じた影響を受けることになり、 13 だのは、 近年の安全保障関連法 0) 制定過程で また、 (O) 内閣法制局 人事慣 行 0 が 強 破

性 査 帰結に至る。このような制 法制局を立法段階における効果的な事前審査を担う合憲性統制機関として位置付けることは困難になるとい 頼 す潜在的可能性があるとされる。そして、このような内閣法制局の統制機能の低下は、 制 司 0 用を内部から統制する機能の低下、 0 度との違い 低下がもたらされ、 破綻も見られるという 法へと押し出すことになる。そうすると、 の大きさが歴然となろう。(® そのことがひいては内閣法制局と最高裁判所 度の状 (自律性、 況が日本にお 論理性の弱体化)。 間接的、 内閣法制局による統制というたがが (V 波及的には、 て続くならば、 この結果、 「統治 前記のドイツやオーストリアの憲法適合性審 П 直接的 執政」 の暗黙の結託 には、 作用の内部統制に対する司 内閣法制 はずれ、 の関係に微妙な影響を及ぼ 統制への期待を 局 それによって内閣 が 統治 法の信 執

### 対話的違憲審査の理論

にこの理論において重視されるのは、右のように最高裁判所と立法府や政治部門との関係を、 でダイナミックな相互作用として動態的に捉える視点である。 最高裁判所と立法府や政治部門との対話という一連のプロセスの中で実現するものと捉えられるという。 話理論においては、 が紹介するカナダにおける裁判所と立法府の対話の理論 (7) $\mathbb{H}$ 本の 人権保障が最高裁判所による違憲判決という一つの点によって実現するのではなく、 内閣法制局の合憲性統制機関としての役割の評価はともかくとして、 (対話的違憲審査の理論) を取り上げる。(9)この対 次に佐 時間 々木雅寿教授 0 流 n 主に 0) 中

裁判 行うとの視点に立って違憲審査を捉えるもので、ここで「対話」という概念は、 す 所の違憲審 なわち、法の支配 査のみによって行うとは考えず、 (の原理)を前提としつつ、憲法保障、 最高裁判所と国会や政治部門との対話とい つまり人権保障及び憲法的 最高裁判所の 価値 う相互: 心実現 違憲判決は国会 作 用 最高

や政 治部 最高裁判所と国会や政治部門との間の相互作用を表現するものとして用いるという。 門の事後的対応を可能にする余地を与え、 違憲判決後には国会や政治部門からの対応が示されるとい

度を新たに法律を制定して構築するのか、 憲審査、これらの過程における国民等による憲法論議の動向等の一連の相互作用のプロセスの中で実現すると 後の法律の違憲審査については、具体的な訴訟の提起を俟って行うのか、 いう経緯をたどることになるという。 する国会による当該法律の改正等の事後的対応 査という一つの点によって行われるのではなく、 [国会の第一次的対応]、 右 の相互作用 の具体的なプロセスは、 最高裁判所による当該法律の違憲審査、 なお、 前述のごとく人権保障や憲法的価値の実現は最高裁判所による違憲審 という課題が残ることになるのではない 右のようなプロセスに鑑みると、 (国会の第二次的対応)、 以下の五つの点、 最高裁判所の憲法判断 すなわち法律の制定過程における憲法論議 最高裁判所による改正後の法律の違 あるいは最高裁判所の独自 四番目 かと思われ の最高裁判所による改正 (主に違憲判決) の審査制 に対

展開にとっても、 取ることができるように思われる。 るのではなく、 以上のように見てくると、カナダ憲法学における対話理論においては、 より緩和された緩やかな権力分立原理を基礎として公法学の 避けて通れない理論的課題となろう。(10 権力分立原理との理論的整合性如何の 問題は、 従来の厳格な権力分立原理に依拠す 議論が展開されてい 本稿の提示する理論構想の る傾向を看て

### (vi) 英国の事例

公表されている。

つい (8)ては なお、 関 右のような対話的司法審査ないし違憲審査制における立法府と裁判所の対話という制 しては)、 英国 の議会主権の変容という状況の中での議会と裁判所との対話に関する研 度枠組みに 究成果も

たな局面」として、「対話」の存在が看取されているという。 ている点に着目して焦点を当てたものである。そして、その点に、議会、政府と裁判所との関係についての「新 反する制定法の見直しを議会に促し、それに応じて実際に議会は裁判所の この論稿は、 憲法改革の中で、 |教授の論稿を検討し、さらに英国の議会主権に関してA・V・ダイシーの説くところを確認した上で、英 議会主権 その表題にそって前記の佐々木雅寿教授の論稿並びにそこで取り上げられているピー (の伝統) 欧州人権条約の国内法化されたものとして制定された「人権法」を媒介として、 が維持されているものの、裁判所が「不適合宣言」を発することで欧州人権条約に 「判決」に従って法改正を行ってき ター・ 形式的

との 所の不適合宣言を受けて対応していると見ることができ、両者の間に「対話」の存在を確認することは可能で 性を認めることができるであろうと結論付けられている。(同、「同)このことは、数字の上でも英国議会が裁 是正措置を引き出しうるのみならず、裁判所が同条約上の権利に適合的と解釈した場合であっても、 あるようである。いずれにせよ、英国が自国の統治原理として、 の在り方をめぐり、 右の裁判所の不適合宣言は、それ自体は法的効力を有しないとはいえ、 「対話」の道を切り拓いているとすれば、 裁判所と議会との間で確認が行われるとすれば、 その議論の枠組みは、 国会主権の原理を堅持しつつ、議会と裁判所 相互作用すなわち「対話」の存在の可 本稿にとっても十分注目に値しよう。 議会に対する圧力となり、 人権保障 何らかの 判

### 法システム理論

先ず太田勝造教授は、

(vii)

0 (9)さて、以下では、 太田勝造教授と田中成明教授の研究論稿を取り上げることにする 最後に司法過程 (ないし(司)法システム)に関する先行研究成果を瞥見しておきた

伝統的な司法過程のモデルを以下のように定義する。すなわち、

司法過程とは、

裁判

を与えて紛争 そのアウトプットは原則として、その当事者と若干の狭く限定された利害関係者に対してのみ公式の法的影響 とになるという。(ユ)従前から指摘されてきたように、 過程であり、それを通じて法(「法ミームの内容」)が 所が立法過程のアウトプットたる法ないし法命題を解釈し、それを事実関係に適用して紛争を法的に解決する って提訴され、 (の一部)を解決するシステムと把握され、このような法システムによる法的社会制禦は 裁判の場に出てきたときに、そしてそのときのみリアクティブ(受身的)に手続が起動され、 民事司法システムは、社会に生じる紛争が当事者によ (民事訴訟の当事者間において)強制的に実現されるこ

的にパッシブ(受身の)でローカル(局所的)で、且つ断片的なものと捉えられる。

様 とが可能となるという結論に至る。 法システム、行政システム及び社会の間にある様々なレベルの様々な方向のフローが全体としてフィード 法という情報のメインのフロー いて特に注目 ク回路を形成しているとき、「法の世界」と社会とは、社会の観点から見て望ましい「共進化」を持続するこ 公正な法の実現に寄与するという関係を看て取ることができる。そして太田教授に依れば、立法システム、司 司法過程 たる判決が、先例として立法過程に影響を与え、新たな法が作成されたり、古い法が修正されると、 裁判所による法創造」という現象を許容することになる。こうして立法過程と司法過程との間 マな方向のフローが、 右のような建前が法の支配あるいは法による裁判の内容であるとされるが、場合によっては、 の間での法情報の流れというサブ・フロ しておきたい 全体としてフィードバック回路を形成するという視点に本稿の理論構想との (流れ)とされ、そこに司法過程の内部での法情報の流れ このように立法システム、 ーが加わる。ここに立法過程と司法過程とが相互に連動して、 司法システム、 行政システム、 (還流) そして法情報の 裁判 7の相 ٢ 関連にお 互作用が 所 わ 0 ゆる 判 ッ

(10)続いて、 現代法システムを多元的調整フォーラム (その一つの方向として、 議論 交渉ない

それがさらにフィードバックの繰り返しのなかで修正、 それらを全体として国家機関相互の抑制 部をも含めて、すべての国家機関が各々独自の仕方で社会の各層の価値、 された政治過程 典的権力分立論 を認め、 民主制に矛盾するものでないとして承認するという文脈において、 整フォ 1 そこに公共政策が形成、 ラムを位置付ける) の動態を的確にとらえることができないという認識にある。そこでの政治過程の現 0) 図式を基軸とする制度論的、 と捉える田 実施、 修正される循環過程の存在を措定する。 中 ・均衡関係によって調整しつつ、 成明教授は、 機構論的な政治の見方によっては、現代社会の拡大され複雑化 変更されているという状況に見出される。 裁判所による独自の政策機能 司法部、 利益の確保、 定の公共政策が形 立法部、 その理由とするところは、 を、 行政部等々の 実現の要求を汲みあげ それ 成 が 権  $\widehat{13}$ 実は、 有 力分立 機的 関 連

ていくと分析されている。このように法システムを紛争解決に焦点を合わせて理解する場合、 能であったが、 活動促進、 るべきものと捉えられる。そして、現代法システムの主な社会的機能は、 具体的に執行されるという制度的仕組をとり、 する規範の大部分が立法部によって制定される一般的 である。 右にいう法システムは、 右に示された社会的機能のうち、 る法の定立とその適用、 この法システムの規範的、 紛争解決、 その後、 資源配分の四つの機能に大別できるという。 それと並んで、 田中教授に依れば、 執行という垂直的な法の作動より 長い間最も重視されてきたのは国家の 制度的、 あるいはそれに代わって紛争解決を重視するアプロー 技術的側面の特徴として挙げられるのは、 この法の適用や執行は、 独特の技術で運用される諸規範の制 ルー ルであり、 Ę 14 裁判を公私の紛争解決手続 裁判所で個別事件に適用され、 独特の解釈的議論によって正当化され 相互に重なり合うところの社会統 強制権力をバックとする社会統制 度化された複合的システム 国内法システムを構成 0 チ 国家機 一ワン・ノ へとシフトし 行政 関内部に

デメリットを比較するという水平的な法の作

(one of them)」と位置付け、

他の代替的手続のメリット

動に関心が向けられることになるとい

論

多様化した現在においては、 に対しても、 調整を裁判所だけに期待することは不可能であり、 述べられているものであるが、 中枢機関と捉え、  $\mathbb{H}$ [中教授の右の叙述は、 何がしかの示唆を与えてくれるものと思われる。 法規範や判決が紛争解決の最終的な権威的正当化理由となるとする結論に至るという文脈で 公定裁判手続と私的交渉手続との交錯の促進に着眼し、 裁判所の制度的役割の拡張には限界があり、 水平的な法の作動という視座の提示の点については、 裁判所手続以外の解決・調整手続を拡充する必要があると 同様に、現代法システムの社会的機能が拡大し 多種多様な法的紛争の解決や権利の 裁判所を法システム内部の 本稿の理論構想の進め方

叙述に通底させつつ、本稿の憲法学的司法過程論の議論を進めていくこととする。 先行研究業績を取り上げ、それらの内容の概観を試みた。 以上、 本稿の構想する憲法学における司法過程論の理論的構築の展開にとって多くの示唆を付与してくれた 以下では、 これらの研究論稿の趣旨を本稿の立論

指摘している点についても、多くの学ぶべきものが含まれていると思われる。

### (=)憲法学的司法過程論の構想

論を構築することを目的としてい を前提として)三権 (1)執行を全体の構図として体系付け、 本稿における憲法学における司法過程論の構想は、 (力) を中心とする国家機関のそれぞれに人権保障の任務を割り当て、 る 国家 (全体) のトータルな人権保障のシステムを内容とする司法過程 (国家の最大の任務は人権保障であるというテー それらの ゼ

のような構想を理論的に実現しようとする際に想定される理論上ない し法理上の課題は、 右の構想と三

上ない 設定して議論を進めるか、という二つの課題であろう。果して権力分立原理は右の理論的構想にとって、 分立原理とどのように整合させて立論するのか、 し理論上、 決定的な障壁となるのであろうか。 という課題、 及び 「司法の観念」 の具体的内容をどのように

### (i) 権力分立原理との関係

は、 であって目的ではなく、 な権利保護、 な指摘が説得力をもって妥当するのであろうが、権力分立原理を文字通り厳格に遵守するという手法が、 (2)(語) 果してそのように断定できるのであろうか。 さらに進んで別途の考察、 前記のK・ベッターマンは、 「法律の留保」も同法第一九条四項の「出訴の途」保障も、この基盤の上でのみ機能を果たすと説 権利保障を実効的に実現する唯一最善の手立てとなるのであろうか。権力分立は、あくまで手段 厳格な権力分立論が権利保護や権利保障を確実に実現、 分析が必要とされるのではないか。 ドイツ基本法の基本権保護もまた、 というのは、 確かに制度論、 厳格な権力分立 確保してくれるのかについて 原理論としては、 (原理) 右のよう てお

果の より緩和された緩やかな権力分立原理を基礎として憲法体制が運営されている事例や運用傾向が存在すること かくとして)、権力分立原理の制度趣旨の観点を顧慮してもなお憲法上禁止されておらず、 許されない)と判断されるとしても、立法府と行政府が司法府の司法過程に参入する、あるいはそれに法的 機能)を行使することは、これまで禁欲的であるべしとの一般論が通用し、 がだろうか。既に前節において瞥見したように、外国の事例にあっては従来の伝統的な権力分立原理ではなく、 権力分立原理のもと、立法府や行政府が司法作用、すなわち法を適用し、 面で寄与する、ないしそれを補完、 補助する作用を任務として担うことは(参入や寄与の形式如何はとも 争訟、 原則としてできない 紛争を裁定するという作用 可能なことではな (あるい 効

それは憲法上どのような要請に応答しているのか、という論点も看過できないところである。なお勿論、 を看て取ることができる。また他方でドイツ基本法が権力分離(Gewaltentrennung)を自ら破るのは つ司法の観念をどのように概念構成するかという理論的課題は残るが(音)、右のような運用傾向に鑑みて、 故 か

格な権力分立原理から脱却した立論を展開することは可能であり、憲法上も許されることであろう。

ンのいう「基本法上の裁判独占を破ること」でもある。(18 交錯、混合という視座であり、それはM・ザックスの説く「機能の混合」である。<sup>(1)</sup>また前記のベッター 力分立原理に関しては、その考察、分析の出発点は、権力分立原理の弾力化、 ここでは権力分立原理が本来意図するところは何かということが改めて問われることになるが、この 緩和、そして国家の権力作用の

準的に られるのであり、 るのである。また、法律以下の法規範は、それの存立について、それの発布に際して妥当している法律上の授 分する)こと、あるいは法定立権限を執行権の機関に委譲 いては、そのような(国家の)機能の分配(割り当て)は、強制的に、あるいは自由選択的に、さまざまに ある。その上で一定の(国家) それと同時に、それを通じて基本権を保護し、基本法のもと、国家の決定が可能な限り正しく下されることで この点、ザックスに依れば、(先ず)権力分立の目標(目的) (混成)」されていることがわかっている。特に第一次的な機能を「馴染みのない (決定的に)、基本法八一条に基づいて形式的な法律の発布 (委任) するということが、この中に数えられる。 のであり、 例えば「計画 そして法律上の権限付与に基づいて法規命令及び規約を発布 機能は、主要機能の領域の (Planning)」という主要機能がそのような領域である。そして、基本法にお 例えば、個別的な執行機能を議会に割り当てる (委任) (相互の)間においても定住させ(根をおろさせ) は、国家支配に節度をもたせることであり、 するということが挙げられる。これらは標 (公布) に際して共に作用し合う (協力し (縁遠い)」機能 (公布) することができ

権は制 第八〇条一項二文から判明するという。(1) 権 (権限付与) 限的にのみ の存続 (限定されて) 許容されうるのであり、このことは部分的に特別の規定、 (持続) に依存しない (左右されない)とも説かれる。 但し、 行政部による法定立の授 なかんずく基本法

の権利保障の確保の観点からも言えることである。 本来的役割機能を阻害することにはならないということになろう。 ての権力分立」) 以上のように、 に在るとすれば、 権力分立原理の規範的機能 右のような権力の混合、 (ないし本来的役割) 国家の権力作用の交錯 このことは、後記の国家 が権力 (行使) の抑制 (混合) 自自 は、 (D) 必ずしもその 由 目的として 理とし

### ⇒ 司法権の観念 (概念)

定から立論を出発するのが適切であろう。 判」の概念をどのように定義するかという問題は避けて通るわけにはいかない。したがってそれらの定義の設 (4) 他方、 本稿の憲法学における司法過程論という理論を構築していくに当たって「司法」「司法過程」

である。 を、その歴史性という特色に鑑みて、柔軟に把握し、現在のこの観念(ないし概念)そのものが、 するものとして、その具体的な内実を措定し、 れぞれの過 での伝統的な「司法概念」を 戸 法権の観念(ないし概念)については、 伝統的な司法作用、 程が権利保障、 本稿は前述のように、司法過程 権利保護の実現を任務とする過程 (既に) すなわち事実認定と法の解釈適用 踏み越えているとの理解は日本の憲法学説に既に提示されてきたところ (システム)、立法過程 本稿の論述において、 構築してきたところである。この司法権の観念(ないし概念) (プロセス) (法的価値判断) 効果的な権利保護の保障を第一 (システム)、行政過程 として有機的に連関ない という概念枠組みを踏み越 (システム) をそ 厳格な意味 義的に要請

目的としてい

えて、 司法過程の中に組み込み、 立法システムや行政システムの果たす本来的 そこに取り込むことの可能性を模索し、 (本源的) な役割をも、 その具体化の理論を構築することを 広義の司法作用が展開される ( 広

上の司法過程を従来の伝統的な司法概念に強くとらわれることなく、また前述のように厳格な権力分立原理に 保護は、 な実現システムを立論・検証していくという課題を設定するものである。 な目的を権利保障・権利保護と捉え、その目的に向けて司法過程を、 もとらわれることなく、 利保護として捉えることと連動している。すなわち、本稿では、 (5)文字通りトー 右 それがそのまま「国家 の構想は、 憲法の想定する究極的な国家目的あるいは国家 タルなシステム・過程として構築することの理論的可能性を検討し、 憲法の想定する国家目標 (の) 任務」あるいは (国家目的) という視座を中心に据えて、 「国家目標」へと受け継がれ連動していくと捉え、 憲法の制定(定立)の目標である国民の (O) 右の憲法のトータルな目的 任務を前述のように、 権利保護の 憲法全体の究極的 0 権利保障 実現を目指 権利 憲法 タル

## (iii) J・イー ゼンゼー教授の国家任務・憲法概念と憲法の留保・トータルな憲法の理論

#### (a) 国家任務

論稿が参考になり、

その説くところは以下のような内容である。

20

(6)この点に関して基本権保障の 右のように本稿では、 憲法の目標あるいは国家 裏面 (裏側 は、 国家 <u>ග</u> (D) 任務を権利保障・ 任務であると捉える丁・イーゼンゼー教授の 権利保護と捉える視座に立って

地位のために なわち、 基本権は市民の国家権力に対する法的地位を構成 (国家の) 不作為義務と作為義務を基礎付けている。 (樹 基本法の規定にいう「人間の尊厳」という 立 Ļ そのことによって基本権 を越えて)立法者によって選択され、

重要さの程度を判定された他の目的に

€

開かれていると捉えられる。

その他の点では法律による目標決定にも開けて

1 る。

すなわち、

妥当するのであり、

反対に基本法は、

実効性 把握される 基 に存在するという。 行使の法的 解釈されうるわけではなく、むしろ国家は、主として、とりわけ立法府は幾つかの観点から捉えると、 して機能 Ausübungshilfe)としての役割も演じるのである。(②) 基盤)、特色(Prägung)、形態形成 本的規範は、 (国家の活動の実効性 任務を意味する。(21) 作用する面においては、 な枠組みの条件を確立し、 (基本法第一条一項二文)。そして、 敬意と保護が、 (立法府の定立する) ただ、 (Wirksamkeit)) に制限を加える。 すべての国家権 しかしながら防御権は、 国家の実効性を活発にし促進する。 (Ausgestaltung) 作り出し、 法律は、 基本権の防御権としての作用、 力の義務であると言われる場合に、 社会的並びに社会文化的な前提条件を促進・ 自由の制限としての役割を演じるだけでなく、 それを可能にするもの (Ermöglichung)、行使の手助 全く国家の活動 それに引き換え、 以上のことは、 の排除 機能の中で、 基本権は、 これ (する機能) 先ずもって第一に は国家任 基本権 その保護義 助 自由 としての 長するため 務としても は 基本権 |の基 玉 務 H 玉

比較 自由 は、 本法において、基本権侵害の正当化根拠として指定されるという。そのような正当化根拠としては、一 定するとき、立法者は右の国家 (7)ただ、イーゼンゼー論稿のテーマである「憲法の留保」は、 公の安全と秩序に対する危険の防御 して測られるところの法律の目的を形成する。このようにして、 0) 制限 このように、まさに立法者が制限を規定(決定) (制約) が手段として、それの目的適格性、必要性そして比例性 (D) 任務を現実化 (基本法第一三条七項・住居の不可侵規定) (実現) していることになる。そして、そのようなものは Ļ その制限 基本権の特定の領域にのみ関わり、それ の中で基本権的自由 個々の国家(の)任務は、 (相当性) について (それらを) が挙げられる。 0 実効的な範囲を規 (ドイツ) 般的 0 みに

23

したがって基本権から全般的な(一貫した)憲法の留保は導き出され得ないのである。

論

そのことによって基本法は、その他の点では法律による目標決定を留保して開けており、また、基本権からは 全般的な憲法の留保が導き出され得ないということが明確になるのである。基本権は、 することになる。 ち立てた制約 (Rechtsprechang) そのことは、 (憲法内在的制約) を免れず、その制約を受ける。その限りで、 に依れば、基本権部分においてであれ、 けれども、この留保は、基本権の特定の領域にのみ関わるのであり、 留保なき基本権には妥当しない。また、このことは連邦憲法裁判所の 組織 (の) 部分においてであれ、 裁判所は「憲法の留保」を要求 反対に、 正当な国家任務の全可 専ら憲法自体 前述のように 裁 判) が打 判

#### (b) 憲法概念と憲法の留保

(全部のポテンシャル)を厳密に明示的に記述していない、ということになる。

について改めて触れて確認しておきたい (8)ここでは前提問題として、イーゼンゼー教授の憲法概念の理解、 それとの関わりで憲法の留保の捉え方

判定し、 法の不十分なテキスト所見には抵抗するとされ、また一方、憲法の留保は、 定は憲法上の問題になり、 のような視点において憲法を基礎としてのみ存在する。そして憲法は、国家の行動の様式、 や先験的な国家目的並びに行動 国家の統治権行使にとって法的根拠及び基準として妥当するという憲法論を提示し、それは例えばド したが って国家任務は、 イーゼンゼー教授に依れば、 その決定は、 への国家の白紙委任に関係付けることを遮断するものと捉えられ 憲法 (自体) 憲法上の問題として立法者の政治的な任意の処理 から導き出されなければならず、そのことで以て国 憲法は構成的 (ないし設権的)、包括的そして普遍的であり、 前憲法的な所与に関係付けること (「自由の使用」) 材料と量につ 国 家は、こ イツ基本

例

ら逃れることになるという。

グラムであるという。 から推論されて出てくるわけではない。 する地位から規範プログラムが逆に推論されるが、 く、「その内容を前提とする」ともいう。 のように憲法の留保の理論は、 この優位は「衝突の規則 それ むしろ 憲法の主題全般(主題の設定) (憲法) (もっと正確に言うと) (ルール)」を形成することになる。 の優位を拠りどころとし、 その妥当要求は、その内容によって引き出されるのではな 優位を要求するのが、 の普遍性は、憲法の最高の位置 規範のヒエラルヒーの頂点に位 それの規範プロ (足場

う。 Gesetz")」実例を見ることができるという。(55 ゼンゼー教授のいう「ライスナーのパラドックス」すなわち「法律の内容に従ってその憲法("Verfassung nach 塡されることになる。 とどまり、 論の余地のある決定は、 な表象を生み出 基本権さらに前述の国家目標、 (9)したがってドイツ基本法の規範の存立における欠缺とあいまいな漠然とした部分は、 右の憲法規範は異なる名宛人と様々な拘束力の方式を持っており、 それは国家任務の全体的な、そしてまとまった構想に用いるにはあまりにも狭いものであるとい す。 尤も、 すなわち法律及び法律以下の法規、 憲法の次元に位置付けられるものの、その具体化の細目は、 最も重要で原則的な決定のみが憲法の次元に位置付けられ、 編成権限そして機関権限は、それらを合わせて極めて細分化された多種多様 特に行政規定を通じての具体化である。ここにイー 国家の基本的規範として手続規 位置付けられないままに 実際的 下位の法を通じて充 には 政治的 記に議

# (c) トータル憲法(全体的憲法)の理論

議論 (10)の紹介から始め、 最 後にトー タ ル憲法の そのあと続いてP・ヘーベルレ教授の議論にも言及する。 理 論に いつい て、 イー ゼ ンゼー 教授は、 先 ず R スメントの (統合理 論 における

法 させること(柔らかくすること)であがなわれると説く。こうして憲法は任意に、そして従順に時代精神の それの内容を膨らませることで消滅するのであり、(客観的な) n 係する) を持続させることを通じて、統合の作用をもたらすのである。スメントにとって憲法は、 り、あらゆる者が憲法解釈者である。」ここでイーゼンゼー教授は、憲法の規範的な硬い厳格さと安定 ルレの拡張された憲法概念は、 て形成している区別 な生活原理、すなわち全体的憲法 て、そのことによって憲法概念は、憲法典(憲法文書)から引き離され(解きほどかれ)、全体的(総体的 のであり、しかし、 らす。それは、憲法規範が国民的価値として国家などの公的団体の統一プロセス すなわち、 (自国法)と外国法との間、法的認識 との間で曖昧になる。イーゼンゼー教授に依れば、「文化は憲法になり、憲法は文化になる。」相対的 規制 (美術) 本来の理論に依ると、 (調整) 概念と対をなすものであることを明らかにするという。すなわち「すべてのものが憲法であ ヘーベルレにとっては、憲法もまた統合を成し遂げる「すべて」であるという。(※)そし (識別) は不明確で曖昧になる。すなわち、上位の規範と下位の規範との間、そして国内 が多面性(Allseitigkeit・普遍性)を獲得するのである。そして、右のペーター・ヘ ヨーゼフ・ボイス(Joseph Beuys:ドイツの現代美術家・彫刻家ほか)の拡張さ 憲法規範は、それの法的な機能 (totale Verfassung) になる。そして、憲法を法的法律(Rechtsgesetz)とし (理解)と政治 (Politik) との間、国家と社会との間、規範と現実 具体的な拡張は、 (作用)を越えて統合の効果、 (過程) 規範的な妥当要求を弱体化 統合をも成し遂げる の示唆を与え、 作用をもた (性) は ーベ (関 (実

趨勢 ち、 それらの任 のような理論の保護のもとで前述の国家任務は既に以下のことを通じて憲法の性質を獲得する。 (発展動向) 務が、ここで、そして今日、 の中にあるということを通じて憲法の性質を獲得するという。ここで国家任務の憲法理論は 政治的に必要不可欠なものと実証され、 あるい はそれらの任務が

(Bewegungen des Zeitgeistes) になるのである、

(1)

さて、

これまでみてきたように、

憲法の目標あるいは国家任務を権利保護、

権利保障と捉える視座に立

なる。 别 らであると説かれる。 ら浮揚する 憲法ドグマーティク ティクとは相入れず両立し得ないとされ、それはドグマーティクが法の本質を形成する限界を巧みに隠すか の内部 憲法法律から自由になる (政治) の意味 (離陸する)。このことは、憲法法律に関連がある。それは、法の実定性 が、 ·のみを作る」に過ぎないと捉えられる。<sup>②</sup> そこで一般にトータル憲法の 憲法目標規範及び国家責務 28 (解釈論) に先行するのであり、 (自立する) 憲法概念は、 (課題)規範を補充するために参入(加入)するという構図に 後者 憲法の留保如何の問題が提起される局 (ドグマーティク) がそのあとに続かなけ (Positivität) とそれ 理 一論は、 面 (段階 0 か

理論的 論 0 以 单 上がイーゼンゼー教授の全体的な生活原理としてのトータル憲法の理論の概要である。 Ó 展開にとってその底流として位置づけ、 国家任 務の理論をはじめとして多くの示唆を得てい それを発展的に継承することも目的として設定してい る。 これらを本稿の憲法学における司法過程 本稿では、 理

## 三 憲法学的司法過程論の構造

担う一 要はなく、 全体の視野を見据えて司法過程として狭義の司法権だけでなく、 のみが、この目標達成あるいは任務の遂行にあたることが憲法上予定(あるいは固定)されていると考える必 つと(本稿の議論の出発点はまさにこのような視座である。)、必ずしも司法権を担うとされる裁判所、 部門として位置付けるというようなシステム論を構築することは、 司法機能を憲法の目標、 国家任務とリンクさせて、より広い概念の内実を有する作用と捉え、 立法権と行政権それぞれが、 権利保護、 権利保障という目標や任 この司法過程を 司法部

学説が提示している理論的傾向 らを統合していくことから生まれる帰結である。そして、この帰結は、前記の日本における憲法学説、訴訟法 の役割、 い。これは、憲法を権利保障の体系としてトータルに捉え、この憲法の目標によって各憲法機関 る。そして、その際、 より実効的に遂行していく上で有意義なことであり、その方向性の実現を目指すべきであると考えられ 任務を(イーゼンゼー教授が説くように)権利保障という国家の役割ないし任務に収斂させて、 前述のごとく権力分立原理が大きな理論的障害 (すなわち、対話理論、正義の総合システム論等)とも軌を一にしている部分 (障壁) になるとは基本的に考えられな (国家機関

ように思われるのである 分担を構築し、それらを統合してトータルな憲法の司法過程を想定することは、あながち突飛な発想ではない きるとすれば、 このように、 憲法の設定する司法過程全体の中で、三権(力)のそれぞれの国家機関の持つ司法機能の役割 一般論として、すべての国家機関は、大なり小なりの司法機能を担っていると解することがで があると思われ

以上これまで検討してきたことを前提に総括するならば以下のようなものになろう。

を、 本的に変革するのではなく、立法府、 て付与されてい の発想やそれを志向する要望が熟しているとも言い難い。したがって、現体制や現在の憲法構造 その中で三権の国家任務の遂行実現の構図を明確にしたところの 府 現存の憲法体系、憲法体制とりわけ三権分立原理に基づく体制を憲法上全く別の新しいシステムとし 0) 国 .家機関の任務として受け止めて、それをそれぞれの立場から遂行していくというシステムのこと る機能・権限を行使することを前提としつつ、国家任務としての権利保護、 これまでのところ理論的にも実際 行政府、 司法府が、それぞれの憲法上の立場に立ち、 (実践) 的にも困難であるし、そのようなシステム構築 (言わば)広義の司法過程として観念す 憲法 権利保障をそれ (原理)

立論を展開している。

とは不可欠である。 記のような法的な役割を担って活動する実定制度として構想するものであるからである。 ぞれの国家機関について新たに法律上の権限授与規定や組織規範による基礎づけを与え、 法上の明確なシステム枠組みを構築することは、 ることの理論的 て、それに大きく寄与するものと考えられる。 論作業を課題として設定してきたものである。言うならば、 の機能、 可能性は、 このシステムは、 並びにそれらの連携の在り方を、 全く否定されるものではないと思われる。 決して観念上のシステムではなく、三権 勿論、 人権保障 そのようなシステムの構築に際しては、 権利保護、 (権利保障)という憲法の目標の実現の推進にとっ 国家任務という観念を中心に据えて、 権利保障という任務を念頭に置きなが 本稿は、 そのような可能性を模索する立 **力** の国家機関それぞれ より具体化すべ その任務を <u>力</u>

保護過程として憲法構造の中に位置付けられる。 動態的な総合過程 なマクロ・システムとして司法過程論を構想する本稿においては、 (3)また、 従来の伝統的な立法過程 権利保護、 (プロセス)として捉えている。 権利保障を真に実効的で十全たらしめる為に憲法の統治構造を前 (システム)、行政過程 このマクロ (システム)をこの過程の中に取り込んだ複合: の総合システムは、 この司法過程を単一のシステムとしてだけ 広義の司法過程ないし 記 のように

において、権威に基づいて裁定し、そのことによって市民の権利及び自由の領域を拘束力をもって切 実認定と法 効果的に保護することを ここでは先ずCh・デーゲンハルトが説くところに依 このような機能を本稿では、 の解釈適用を三権 (以て)、裁判権力の決定的な 力 の国家機関それぞれに振り分けるという統治構造 ひとり司法権の機能としてだけ位置付けるのではなく、 れば、 (あるいは標準的な) 従来、 侵害され、 法治国家的機能と捉えら あるい は否認され (憲法構造)を想定して 右のような事 た権 h 利 れてき 0 事案

そして本稿での憲法学における司法過程論は、

論

の任務 これらの三つのプロセス、言わばこれらのミクロのプロセスを憲法を通じて一つのトータルな総合プロセスへ 行政 法過程システムとして構築され、 法プロセス)として位置付けられる。行政府は、 体的な権利保障過程の構造を骨格として持つことになる。 いて構想された憲法学における しつつ)、立法過程によって示された行政課題を実行し具体化するとともに、 を発揮)、それを紛争・係争の事実関係に適用して具体的紛争を解決する過程 前述のごとく(裁判所が) 規定した手続法を制定し、 実体法を付与し(立法府の合憲性統制機能を発揮しつつ)、具体的紛争を裁定するために必要とされる制度を と有機的に統合し、 すなわち、立法府は、右のミクロのプロセスにおいて自らの司法機能を行使しつつ、司法府に基礎としての (過程) システムを、 (国家任務)、目的を国民の権利保障に置き、それぞれの府が相互に補完し合いながら、 狭義の司法過程の法的判断を具体化する役割を担う。立法府、 連関させるもので、言わばトータルな循環型プロセスのシステムの構築を目指している。 それぞれがそれぞれの立場で権利保障の実現、推進を任務とするプロセスと捉え、 裁判を通じて、立法過程のアウトプットたる法を解釈し(司法府の合憲性統制 一方で行政府に行政(国家)の実践すべき(合憲的)課題を設定する。司法府 (広義のトータルな) 実効的且つ十全の権利保障の実現とその確保を目指すことになる。 前述のごとく、司法 (行政政策、 司法過程論の構造の概要を示すならば、 行政行為の内部的合憲性統制機能を行使 司法府と連携して、 (狭義の司法過程 司法府、 行政府は、 (過程) システム 以上のような全 1 ・ミクロ 司法府 その タルな司 発揮 0 0) は 裁

(過程) システム、

立法

## 四 憲法学的司法過程論の展

場合にはどのような帰結が生まれるのか。 (1)以上、 筆者のささやかな試 論 の理論的可能性について考察を加えてきたが、この試論を実際に適用した

n それぞれの国家機構 待されるのではないかということである。無論、その実効化のためには例えば、 的 言うまでもない る各国家機関の意識、 する領域 権利保護を、広い意味での国家の統治機構全体に妥当する任務として位置付け、これらの統治機構が、 ]連関、 の憲法上の立場、 思うに、少なくともその一つは、 充実、 (分野) において総合し、その 実現、 地位、 (機関) 配慮の程度も、 相乗効果の程度が一層高められることである。そして、そのことから、 権限、 の役割、 任務に基づいて果たす権利保護の任務を(トータルな) 憲法全体 より高いレベルへと押し上げ、充実したものへと変革していくことが期 権能を規律する実定組織法の中で明文規定を以て表記されるべきことは (権利保護の)総体として捉えるとき、全体としての権利保護の有機 (の趣旨、 規範的要求) が要求するところの 権利保護という国家任務は、 司法過程として措定 国家の任務として 権利保護に対す

応じて、(その範囲で)権利保護の役割 ような立論は、必ずしも理論的に突飛な主張、 の分担しての遂行を含めて)を多かれ少なかれ担い、果たしてきたという実践的経緯を踏まえるならば、 これまで日本の国家機関は、 前記のごとく既に実際に、それぞれの国家機関としての憲法上の地位と権能に (立法、 解釈とは言えまい 行政行為等の公の法的行為の合憲性審査の役割 機 能 0 右の 部

り起こし、啓発にもつながるのではないかとも考えられる。 さらに言えば、 右の立論の実践的効果として、 権利保護につい 国家機関のすべてが ての各国家機関の (全体としても、 権利保護 個別的にも 意識の

されないことである。

多かれ少なかれ権利保護の領域 手であるからこそ、 国民の権利保護の実現、 (分野) の住人であり、 確保、 充実という(国家) 担い手である。 任務に無関心であることは、 国家機関はそのような権利保護の担い 憲法上許

#### (五) 結

- ohne historische Fundierung ist leer.")」(38)という批判の対象となりうることも十分予想されるところであり、筆 者の危惧するところでもある。 法構造における権利保障理論)は、歴史的な基礎付けを欠き、M・シュト(ル)ライス教授の言うところの は空虚なものである。("Verfassungsrechtliche Debatten ohne Kontextualisierung sind blind. 史的な脈絡の中でとらえること無き憲法の議論は盲目(同然)であり、そして歴史的基礎付け無き憲法理論 上において、その片鱗すら登場したことはないであろう。その意味で筆者の提示した憲法上の司法過程論 (1)また時代を問わず、右のような憲法上の統治構造(の変革)構想が、実定憲法史上ないし、 以上述べてきたところは、筆者の全くの試論にとどまるものであるが、言うまでもなく、洋の東西を問 Und Verfassungstheorie 憲法理論史
- 体的そして機能的に且つ統 治主義ないし法の支配や権力分立原理に違背するものとも考えられないことは、これまでの考察においても確 定憲法における各国家機関の機能、 田栄司教授の表現)を欠いているものではなく、また右のように憲法の統治構造を把握することによって、 しかしながら、本稿の提示した憲法理論の展開が、必ずしも「憲法に定礎せしめる基礎理論の解明」 一的に憲法の統治構造全体を把握するということが、 役割を国民の権利保障(基本権保障)に集約し、この観点から体系的 憲法を支える基本原理たる法

認してきたところである。

は読者諸賢の批判と評価をまつことにしたい。 この憲法理論は、今後どのような方向性をもって立論 前述のように、本稿においては、言わば憲法学におけるトータルな司法過程論の展開を試みたものであるが、 (議論) を進めていくべきであろうか。この点は、先ず

#### /

- (1) 小島武司「正義の総合システムを考える―マクロ・ジャスティス試論」民商法雑誌第七八巻臨時増刊一頁以下、 紛争処理の理論的位相」同・裁判外紛争処理と法の支配(二〇〇〇年)四頁以下参照。 二〇五頁以下、同「『正義の総合システム』のなかの調停・苦情処理」法社会学第三三号(昭和五六年)一頁以下、同「裁判外 請求権」同・民事訴訟の基礎法理(昭和六三年)一頁以下、同「公共訴訟の法理」同書一一三頁以下、同「司法の将来」同書 同
- (2) 大石眞「違憲審査機能の分散と統合」初宿正典先生還暦記念・各国憲法の差異と接点(成文堂・二〇一〇年)二三七頁以下、 同「わが国における合憲性統制の二重構造―合憲性統制機能の立法過程論的考察」戸松秀典・野坂泰司編・憲法訴訟の現状分 (有斐閣、二〇一二年)四四五頁以下参照
- 3 頁以下。 内閣法制局の役割に関しては、なお参照、毛利透「小特集 『内閣法制局と最高裁判所』」法律時報二〇一六年一一月号九三
- (4) 赤坂幸一「ドイツにおける連邦政府内部の憲法適合性審査―ベルリン調査報告―」レファレンス七九四号(二〇一七)六 七頁以下参照
- 6 5 毛利透「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」レファレンス八○五号(二○一八)三頁以下参照 佐藤岩夫「小特集・内閣法制局と最高裁判所・企画趣旨」法律時報二〇一六年一一月号七三頁参照
- $\widehat{7}$ 石川健治 「執政・市民・自治\_ 」法律時報一九九七年六月号二二頁以下参照。
- 8 さらに同書三一一頁以下(赤坂幸一執筆)参照 牧原出編・法の番人として生きる・大森政輔元内閣法制局長官回顧録 (岩波書店・二〇一八年) 二九六頁以下、

- 9 査の理論 (三省堂・二〇一三年) 憲審査の理論―法の支配と憲法的対話の融合―」新世代法政策学研究VoI一九(二〇一三年)一頁以下、同・対話的違憲審 佐々木雅寿「カナダにおける裁判所と立法府の対話」法学雑誌第五四巻第一号(二〇〇七年)一五頁以下、 ) 参照。 同·「対話的
- 10 ており、多数の法律の留保も、同法第一九条四項の「出訴の途」の保障も、この基盤の上でのみ機能を果たす、 後に触れるように、K・A・ベッターマンの説くところ、すなわち、基本法の基本権保護もまた厳格な権力分立に基 と説いている
- ことが想起される。Karl August Bettermann, in:HbStR.Band III, (1988). § 73 Die rechtsprechende Gewalt. S. 776.f

山田邦夫「英国の議会主権の変容と対話的司法審査の可能性」レファレンス七八八号(二〇一六年)一頁以下参照

11

- 斐閣・二〇〇〇年)一三六頁以下参照 太田勝造·法律 (東京大学出版会・二〇〇〇年)六一頁、同「8・司法過程」小島武司編・裁判キーワード〔新版補訂版〕
- 13 田中成明・裁判をめぐる法と政治 (有斐閣・一九七九年) 一八三-一八四頁参照。
- 法学の根底にあるもの 田中成明「法システムの多元的調整フォーラムへの変質をめぐって―その背景と可能性についての一考察」奥島・田中編 (有斐閣・一九九七年) 二七一頁以下参照。
- K.A.Bettermann, a.a.O.S.776
- 16 威を認められた第三者が対立当事者など関係者の主張を聴いたうえで決着をつける制度を意味し、これに対して「国家機関で 法的裁判)よりも包括的な概念として「裁判」を措定する。そして、この「裁判」を以て、裁判は具体的紛争について法的 転換期の日本法 ある裁判所が法の適用によって拘束力ある裁定を下し紛争を解決する」ところを「司法」とする理解を出発点とする。 田中成明教授が指摘するように、司法と裁判という概念は互換的なものとみられることが多いところ、本稿では、 (岩波書店・二〇〇〇年) 二二七頁、及び兼子一・竹下守夫・裁判法 〔第四版〕 (有斐閣、一九九九年) 一 - 二
- Michael Sachs. GG.Art.20.Rdn.85.S.793
- K.A.Bettermann. a.a.O. § 73.Rdn6.S.778
- 高橋・加藤編・実務民事訴訟講座 人権と憲法訴訟 法権の概念― 「司法作用の概念」同・憲法と裁判 (有斐閣、 『事件性』に関する覚書」同・憲法の円環 一九九四年)一○七頁以下(特に一一四-一一五頁)、長谷部恭男「司法権の概念と『争訟の状況』」 〔第三期〕第一巻(日本評論社、二○一四年)五七頁以下、そのほかに、長谷部恭男「第13 (有斐閣、一九六七年) 二七頁以下、 (岩波書店、 二〇一三年)二二三頁以下参照。 芦部信喜「Ⅳ憲法訴訟の基本問

- Geburtstag. Freiheit und Eigentum (1999), S.373 ff. Josef Isensee, Vorbehalt der Verfassung, Das Grundgesetz als abschließende und offene Norm, in : Festschrift für Walter Leisner zum 70
- 21 Josef Isensee, Das Grundrecht als Abwehrrecht und als staaliche Schutzpflicht, in : HbStR, BandV (1992), § 111, Rdn.83ff. 137 ff.
- 23 Isensee, a.a.O.S.374.

Isensee, Vorbehalt der Verfassung, a.a.O.S.373.

- Isensee, a.a.O.S.374
- Isensee, a.a.O.S.377. Isensee, a.a.O.S.376
- Isensee, a.a.O.S.377

Isensee, a.a.O.S.377

28 27 26 25 24

- 29 Christoph Degenhart, § 76 Gerichtsverfahren, in : HbStR. Band III (1988), S.879ff. (S.880, Rdn1).
- Michael Stolleis. Verfassungs(ge)schichten (2017).